

議案第49号

区議会提出議案に関する意見聴取
(職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和4年9月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

4世総第339号
令和4年8月31日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和4年第3回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和4年9月9日(金)

5 担当

総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 定年の引上げによる60歳に達した日後における最初の4月1日からの給与の額の減額に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和26年12月世田谷区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に適用を受ける給料月額（職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）第5条第1項各号に掲げる給料表における給料月額をいう。）」に改め、「除く。）」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で<u>その発令の日に適用を受ける給料月額(職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)第5条第1項各号に掲げる給料表における給料月額をいう。)</u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号)第7条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、同条例第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、同条例第10条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、同条例第11条に規定する休日給に相当する報酬、同条例第12条に規定する夜勤手当に相当する報酬及び同条例第14条に規定する宿日直手当に相当する報酬を除く。)<u>とする。以下同じ。</u>)の5分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p><u>附 則(令和4年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で<u>給料</u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号)第7条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、同条例第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、同条例第10条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、同条例第11条に規定する休日給に相当する報酬、同条例第12条に規定する夜勤手当に相当する報酬及び同条例第14条に規定する宿日直手当に相当する報酬を除く。))の5分の1以下を減ずるもの<u>とする。</u></p>

法改正に伴う主な制度改正

職員の定年引上げに関する国家公務員法等及び地方公務員法の改正に伴い、世田谷区でも以下の内容について改正する。

1 定年の段階的引上げ

- 現行60歳の職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げる。

	現行	令和5～6年度	令和7～8年度	令和9～10年度	令和11～12年度	令和13～14年度
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
生年年度	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年

引上げ期間中の任用例

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
昭和37年度生	60歳 常勤	61歳 暫定再任用 (フル・短)	62歳 暫定再任用 (フル・短)	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)		
昭和39年度生	58歳 常勤	59歳 常勤	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)

定年の段階的な引上げの開始 (R5.4.1～)

本則での任用

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
昭和42年度生以降	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 常勤 定年前再任短	64歳 常勤 定年前再任短	65歳 常勤 定年前再任短

2 給与に関する措置

給料月額に関する措置

- 60歳に達する年度の翌年度以降の常勤職員の給料月額は、その者に適用される給料表上の月額額の7割とする。
- ただし、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により管理職から降任した職員については、60歳に達する年度末時点の給料月額額の7割とする。

退職手当に関する措置

- 60歳に達した日以後定年前に退職した者の退職手当の基本額は、定年退職と同様の支給率を適用する。
- 61歳に達する年度における給料月額額の7割措置を受けた職員について、これによる減額の影響を緩和するよう基本額の算定を行う。
- 役職定年制により管理職から降任した職員における職層に応じた調整額の算定については、「退職前20年間の算定」より「60歳前20年間の算定」が上回る場合は、後者を適用する。

【参考：退職手当の算出方法】

退職手当	基本額	「退職日の給料月額」×「退職事由・勤続年数に応じた支給率」により算出
	調整額	退職前20年間の職層に応じて算出

3 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- 管理職については、原則として60歳に達する年度末をもって役職定年となり、翌年度以降は課長補佐以下の職で任用する。
- ただし、職務遂行上の特別の事情がある場合には、例外措置を講ずることができる。

4 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達する年度の翌年度以降、本来定年となる年度までの間、本人の希望により常勤職員を退職のうえ、再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。

5 暫定再任用制度の導入

- 定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止されるが、定年の段階的な引上げ期間中においては、定年の翌年度から65歳に達する年度までの間、暫定的に現行と同様の再任用制度を存置する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用制度と同様とする。

6 情報提供・意思確認制度の新設

- 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する年度の翌年度以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の勤務形態等に係る意思を確認するよう努める。